

軽度者の福祉用具貸与に関わるフローチャート

※ このフローチャートは福祉用具貸与費を算定する上での区分を明示したものですので、具体的な算定要件、対応については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」等にてご確認ください。
 ※介護予防福祉用具貸与費につきましても、同様にご確認ください。

軽度者（要支援者・要介護1の者）である。適切なアセスメントを行い、課題解決のためには福祉用具貸与を必要とする状態像が見受けられる。

認定調査の基本調査の直近の結果で介護報酬解釈通知にある例外的に貸与が認められる状態像にある。
 例) 特殊寝台（一）日常的に起きあがり困難な者
 基本調査1-4「3. できない」

はい

サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアプランに位置付ける。福祉用具貸与事業所から基本調査の内容の照会があった時は「福祉用具貸与算定の判定基準（調査票写しの内容）」にて回答する。

厚生労働大臣が定める者のアの「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」又はオの「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」である。

はい

該当する基本調査項目が無い場合、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定支援事業者が判断する。

次の i) から iii) までのいずれかに該当する者である。
 i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第23号告示第19号のイに該当する者
 ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第23号告示第19号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
 iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第19号のイに該当すると判断できる者

はい

該当する旨を医師の医学的な所見に基づき判断する。
 （医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。所定の様式に医師から直接記入いただくことまで求めているわけではない。）

サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨を判断する。

市に事前に主治医の意見を確認した書面及びサービス担当者会議の記録を添付した報告書を提出する。

福祉用具貸与費の算定可